

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 7 年 11 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式
- イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式
- ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達施設及び調達期間

ア (1) のアに係る調達

洛西浄化センター

長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ (1) のイに係る調達

(ア) 木津川上流浄化センター

相楽郡精華町大字下狛小字棕ノ木 97 番地

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(イ) 相楽中継ポンプ場

木津川市相楽高下 4 番地 9

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ウ (1) のウに係る調達

(ア) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子 10 番地

令和 8 年 4 月 9 日から令和 9 年 4 月 8 日まで

(イ) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代 195 番 4

令和 8 年 4 月 8 日から令和 9 年 4 月 7 日まで

(ウ) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀 2158 番 7

令和 8 年 4 月 2 日から令和 9 年 4 月 1 日まで

(エ) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱 1967 番 1

令和 8 年 4 月 17 日から令和 9 年 4 月 16 日まで

(オ) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630 番 2

令和 8 年 4 月 11 日から令和 9 年 4 月 10 日まで

(カ) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41 番 3

令和 8 年 4 月 22 日から令和 9 年 4 月 21 日まで

(4) 契約期間

契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。

なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号(075)414-5442

ファクシミリ番号(075)414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 7 年 11 月 28 日(金) から令和 8 年 1 月 7 日(水) まで(日曜日、土曜日、祝日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 7 年 12 月 31 日まで及び令和 8 年 1 月 2 日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後 1 時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和 7 年京都府告示第 4 号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年

度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する電力量の供給を昼夜を問わず行うために十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類の詳細は、入札説明書による。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」 (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年12月10日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号(075)414-4830

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」 (<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年12月10日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年1月28日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年1月29日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年1月29日（木）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に (1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は (1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る令和8年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理がで

きない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant

b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant,

etc.

c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.

- (2) Bidding method

Electronic bidding system

- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification

confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, November 28, 2025 to Wednesday, January 7, 2026(except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)

- (4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, January 28, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, January 29, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto,
Japan

- (5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Wednesday, January 28, 2026

- (6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Thursday, January 29, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto,

Japan

- (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto
Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto
602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450